各位

インフラファンド発行者名

カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人

代表者名 執行役員

大竹 喜久

(コード番号 9284)

管理会社名

カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会

社

 代表者名
 代表取締役社長
 大竹 喜久

 問合せ先
 財務企画部長
 中村 修次

TEL: 03-6279-0311

国内インフラ資産の取得に関するお知らせ

カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する管理会社であるカナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社(以下「本管理会社」といいます。)は、下記に記載の2物件(以下「取得予定資産」といいます。)の取得について決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、係る資産の取得の相手方は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)上の利害関係人等(以下「利害関係人等」といいます。)に該当し、本管理会社の社内規程である利害関係者取引規程上の利害関係者(以下「利害関係者」といいます。)に該当することから、本管理会社は、投信法及び利害関係者取引規程に基づき、本日開催の本投資法人の役員会の承認に基づく本投資法人の同意を取得しています。

記

1. 取得の概要

物件番号(注1)	物件名称 (注2)	所在地 (注3)	取得予定 価格 (百万円) (注4)	取得先
S-14	CS郡山市発電所	福島県 郡山市	246	CLEAN GUADALQUIVIR株式会社
S-15	CS津山市発電所	岡山県 津山市	746	ユニバージー12合同会社
合計		_	992	_

- (注1) 「物件番号」は、本投資法人の取得予定資産について、再エネ発電設備等の分類に応じて、物件毎に番号を付したものであり、S は太陽光発電設備等を表します。以下同じです。
- (注2) 「CS」とは、カナディアン・ソーラーの略称です。以下同じです。
- (注3) 「所在地」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備が設置されている土地(複数ある場合にはその うちの一つ)の登記簿上の記載に基づいて記載しています。ただし、いずれも市又は郡までの記載を しています。
- (注4) 「取得予定価格」とは、各取得予定資産の売買契約に定める売買金額(資産取得に関する業務委託報酬等の取得経費、固定資産税、都市計画税、消費税等相当額及びその他手数料等を除きます。)をいいます。以下同じです。

(1) 売買契約締結日 2018年1月24日

(2) 取得日 2018年2月1日 (予定)

(3) 取得先 後記「3. 取得先の概要」をご参照ください。

(4) 取得資金 手元資金及び借入金(注)

(5) 決済方法 取得日に全額支払(予定)

(注) 当該借入金の詳細については、本日付で公表の「資金の借入れに関するお知らせ」をご参照ください。

2. 取得の理由

取得予定資産は、本投資法人の規約に定める資産運用の対象及び方針に適合した再生可能エネルギー発電設備等です。取得予定資産の取得は、本投資法人の資産規模の拡大及びポートフォリオの地域的な分散を図るものです。

3. 取得予定資産の内容

(1) 取得予定資産の概要

以下の表は、本投資法人の取得予定資産の概要を個別に表にまとめたものです(以下「個別物件表」 といいます。)。個別物件表に記載されている各種用語については、以下をご参照ください。

なお、個別物件表は、別途注記等をする場合を除き、いずれも 2017 年 11 月末日現在における情報に 基づいて記載しています。

(イ)「取得予定価格」は、各取得予定資産の売買契約に定める売買金額(資産取得に関する業務委託報酬等の取得経費、固定資産税、都市計画税、消費税等相当額及びその他手数料等を除きます。)を記載しています。

(ロ)「所在地」欄について

「所在地」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備が設置されている土地(複数ある場合にはそのうちの一つ)の登記簿上の記載に基づいて記載しています。

(ハ)「土地」欄について

- 「地番」は、登記簿上の記載に基づいて記載しています。
- ・「用途地域」は、都市計画法(昭和43年法律第100号。その後の改正を含みます。)(以下「都市計画法」といいます。)第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類又は都市計画法第7条に掲げる区域区分の種類を記載しています。また、都市計画区域に指定されていないものは「都市計画区域外」と記載しています。
- 「面積」は、登記簿上の記載に基づいており、現況とは一致しない場合があります。
- ・「権利形態」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備が設置されている土地に関して本投資法人が 保有する権利の種類を記載しています。

(二)「設備」欄について

- ・「架台基礎構造」は、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」 の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備におけるモジュール架台基礎構造を記載し ています
- ・「認定日」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。その後の改正を含みます。)(以下「再エネ特措法」といいます。)第6条第1項に基づく設備認定を受けた日を記載しています。なお、各取得予定資産については、いずれも2017年4月1日付で電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)による改正後の再エネ特措法第9条第3項に基づく認定を受けたものをみなされています。
- ・「供給開始日」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備が運転(ただし、試運転を除きます。)を 開始し、当該時点の特定契約に基づき最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日を記載して います。
- ・「パネルの種類」は、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」 の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールの発電素子を 記載しています。
- ・「パネル出力」は、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の 記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールの最大出力を記 載しています。
- ・「パネル設置数」は、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」 の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールの設置枚数を

記載しています。

- ・「発電出力」は、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備の太陽電池モジュール容量と PCS 容量のいずれか小さい方の数値を記載しています。
- 「権利形態」は、本投資法人が保有する予定の太陽光発電設備に係る権利の種類を記載しています。
- ・「パネルメーカー」は、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備のパネルメーカーを記載しています。なお、「カナディアン・ソーラー・グループ」とは、Canadian Solar Inc. (本社:カナダ) (以下「カナディアン・ソーラー・インク」といいます。)を頂点とし、スポンサー (カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社)が属する連結企業グループをいいます。以下同じです。
- ・「パネル型式」は、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」の 記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備の型式を記載しています。

(ホ)「オペレーター」欄について

「オペレーター」は、各取得予定資産の取得予定日においてオペレーターとなる会社を記載しています。

(へ)「0&M業者」欄について

「O&M 業者」は、各取得予定資産について、主要な O&M 業務に関して本投資法人による取得の時点において有効な O&M 業務委託契約上の O&M 業者を記載しています。

なお、「CSOM Japan」とは、カナディアン・ソーラーO&M ジャパン株式会社の略称です。以下同じです。

(ト)「特記事項」欄について

「特記事項」は、原則として、2017 年 11 月末日現在の情報をもとに、個々の資産の権利関係や利用等で重要と考えられる事項のほか、当該資産の評価額、収益性、処分性への影響度を考慮して重要と考えられる事項に関して記載しています。

(チ)「設備等の賃貸借の概要」欄について

- ・「設備等の賃貸借の概要」は、各取得予定資産について、本投資法人による取得の時点において有効 な発電設備等賃貸借契約の内容等を記載しています。
- ・「賃借人」、「賃貸借期間」、「賃料」、「敷金・保証金」、「更新・再契約」、「賃料改定」、「中途解約」、「違約金」及び「契約更改の方法」は、各取得予定資産について、本投資法人による取得の時点において有効な発電設備等賃貸借契約の内容を記載しています。

(リ)「本物件の特徴」欄について

「本物件の特徴」は、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」、PwC サステナビリティ合同会社作成の「バリュエーションレポート」及び大和不動産鑑定株式会社作成の「不動産鑑定評価書」の記載等に基づき、また、一部において本管理会社が入手した資料に基づいて、各取得予定資産の基本的性格、特徴、その所在する地域の特性等を記載しています。当該報告書等は、これらを作成した外部の専門家の一定時点における判断と意見に留まり、その内容の妥当性及び正確性等を保証するものではありません。なお、当該報告書等の作成の時点後の環境変化等は反映されていません。

(ヌ)「バリュエーションレポートの概要」欄について

「バリュエーションレポートの概要」は、本投資法人が、投信法等の諸法令、一般社団法人投資信託協会(以下「投信協会」といいます。)の定める諸規則並びに本投資法人の規約に定める資産評価の方法及び基準に基づき、PwC サステナビリティ合同会社に各取得予定資産の価格評価を委託し作成された各バリュエーションレポートの概要を記載しています。「非課税期間」は、本投資法人が租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。以下「租税特別措置法」といいます。)の導管性要件を満たすことで、分配金の損金算入が可能な期間を意味し、「課税期間」は、本投資法人が租税特別措置法上の導管性要件を満たすことができない期間を意味します。「課税期間」は、2037年7月1日から開始します。

当該各価格評価は、一定時点における評価者の判断と意見に留まり、その内容の妥当性、正確性及び

当該価格評価の金額での取引可能性等を保証するものではありません。

なお、価格評価を行った PwC サステナビリティ合同会社と本投資法人及び本管理会社との間には、特別の利害関係はありません。

(ル)「不動産鑑定評価書の概要」欄について

「不動産鑑定評価書の概要」は、本投資法人が、不動産の鑑定評価に関する法律並びに国土交通省の 定める不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項に基づき、大和不動産鑑定株式 会社に各取得予定資産の土地の鑑定評価を委託し作成された各不動産鑑定評価書の概要を記載してい ます。当該各不動産鑑定評価は、一定時点における評価者の判断と意見に留まり、その内容の妥当性、 正確性及び当該鑑定評価額での取引可能性等を保証するものではありません。

なお、不動産鑑定評価を行った大和不動産鑑定株式会社と本投資法人及び本管理会社との間には、特別の利害関係はありません。

(ヲ)「過年度の発電状況」欄について

「過年度の発電状況」は、各取得予定資産の前所有者等から提供を受けた数値及び情報をもとに記載しています。「実績売電量」は、前所有者が SCADA (産業用汎用制御ステム)を通じて計測した発電量を記載しています。なお、かかる売電量の算出方法は、各取得予定資産の取得後に本投資法人が採用する方法とは異なる可能性があります。

なお、過年度の発電状況は、将来の発電量を担保、保証又は予測するものではありません。

(ワ)「インフラ投資資産の収益性に係る意見書及びインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書の概要」 欄について

「インフラ投資資産の収益性に係る意見書及びインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書の概要」は、本投資法人が、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に基づき、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社に委託し作成された CS 津山市発電所の収益性に係る意見書の概要を記載しています。当該意見書は、一定時点における作成者の判断と意見に留まり、その内容の妥当性及び正確性を保証するものではありません。

当該意見書の作成を行ったイー・アンド・イーソリューションズ株式会社と本投資法人及び本管理会社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、CS 郡山市発電所については、東京証券取引所の有価証券上場規程及び同施行規則上当該意見書の取得が不要とされる基準を満たしているため、当該意見書を取得していません。

① CS 郡山市発電所

S-14 CS 郡山市発電所		分類 太陽光発電設備等		
資産の概要				
特定資産の種類	再エネ発電設備・不動産等	再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
取得予定日	2018年2月1日		地番	7番
取得予定価格	246, 471, 000 円	土地	用途地域	都市計画区域外
WIG 1 VCIMIL		11.	面積	30, 376. 00 m²(注1)
発電所の評価額	214,000,000 円		権利形態	所有権、地役権(注2)
(価格時点)	~307,000,000円 (2017年11月30日)		架台基礎構造	キャストイン方式
土地の鑑定評価額	46, 900, 000 円		認定日	2015年2月27日
(価格時点)	(2017年10月31日)	_	供給開始日	2016年9月16日
	福島県郡山市		パネルの種類	多結晶シリコン
所在地	熱海町高玉字鍋倉	設備	パネル出力	636. 00kW
		EX I/H	パネル設置数	2,400 枚
オペレーター	カナディアン・ソーラー・		発電出力	500.00kW
~ /	プロジェクト株式会社		権利形態	所有権
0&M 業者	CSOM Japan		パネルメーカー	カナディアン・ソーラ ー・グループ
			パネル型式	CS6P-265P
	発電事業者	CLEAN GUADALQUIVIR 株式会社		
特定契約の概要	買取電気事業者	東北電力株式会社		
	買取価格	32 円/kWh		
担保設定の有無		無		
リスク管理方針への適合状況 本物件の公共的性質		同リんリ(スリ方ス・じ・に投入。ス電クス針クわた地寄資のた、事別に定適国球社会のでは、事別に定適国球社会のでは、事別に定適国球社会ので、事別に定適国球社会ので、事別に定適国球社会ので、事別に定適国球社会の	全 を を でな、 大 に に に に に に に に に に に に に	5単独投資資産であって共 スク管理方針で特定した事業 で標のリスクは該当した事業 で動リスク、特定需要者 がの需要リスク、その他の 一が、いずれもリスク管理 が、これらのリ 一本ルギーの普及拡大を通 で献し、地域社会の活性化 に一循環の基礎となる発電
		設備の取得	导による、持続可能	色な社会の実現への寄与。
特記事項	,			
該当事項はありませ	ん。			

- (注1) 当該面積は、発電所事業用地において、所有権用地面積のみ対象としており、地役権用地面積は、含まれていません。
- (注2) 本物件のうち、発電所事業用地の一部(46㎡)については、当該土地の所有者を地役権設定者とし、 発電所事業用地を要役地とし、太陽光発電所の用地の一部として使用することを目的とする地役権が 設定されています。本投資法人は、発電所事業用地の取得に伴い、かかる地役権を取得する予定です。

	設備等の賃貸借の概要				
賃借人	CLEAN GUADALQUIVIR株式会社				
賃貸借期間	発電設備等を賃貸人である本投資法人(以下、「賃借人」)が取得する等の停止条件が成就した日(以下、本項目において「本賃貸借開始日」という。)から2019年1月31日まで				

本契約に基づき、賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の(1)(2)の合計とする。 (1) 基本賃料(注) [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月の P50 の発電量予測] 96% × 70% × 「発電所に適用される買取価格」 (2) 実績連動賃料 (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [発電所に適用される買取価格] -賃料 [当該月の上記基本賃料](なお、負の値になるときはゼロとする。) ※ なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、 利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員を第三者から受領したときは、 当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の96%を (A) に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動 賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌 月末日までに支払うものとする。 敷金 · 保証金 該当事項なし。 本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借 人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当 該賃貸人の申入れに従い、実質的に本契約と同一条件(賃料を除く。また、賃貸借期間 は1年間とする。)で新たな賃貸借契約(以下、本項目において「新賃貸借契約」という。) を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下 の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。 賃貸人が、①期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを 希望する旨を申し入れた場合又は②賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一と はいえない条件又は賃料額について本契約別紙に定める賃料条件と大きく異なる条件で の新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契 約を締結する義務を負わない。 更新 • 再契約 上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申入れが、賃貸借開始日が本賃貸 借開始日から 10 年後の応当日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申入れである 場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了 の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、か かる場合、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。 基本賃料: 月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月の P50 の発電量予測] × 96% × 70% × [発電所に適用される買取価格] 実績連動賃料: 月額 (A) 「各月の実際の発電量 X 96% X 「発電所に適用される買取価格」 (B) [当該月の基本賃料](なお、負の値になるときはゼロとする。) 基本賃料の金額及び実績連動賃料の算定方法は、賃貸借期間中、これを変更しないもの とする。ただし、発電設備等の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすること ができなくなった場合において、それが天災地変等不可抗力によるものであるとき又は 賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、基本賃料は、その使用及び収益 をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。 また、不可抗力その他賃貸人及び賃借人のいずれの責めにも帰することができない事由 により、売電収入が減少した場合(上記の場合を除く。)において、賃借人の当月の売電 収入が当月分の基本賃料の支払いに不足することとなったときは、賃借人は、基本賃料 の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、基本 賃料改定 賃料の減額(ただし、減額後の基本賃料の下限は、賃借人の当月の売電収入から当月分 の経費等を控除した額とする。) について、誠実に協議するものとする。なお、当該減額 後、当該減額の原因となった売電収入の減少を補填するための金員を第三者から賃借人 が受領したときは、賃借人は、当該減額の金額と当該受領金額のうち小さいほうの金額 を、当該減額の補償金として、当該受領した月の翌月末日までに支払うものとする。 また、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度(調達価格及び調達期間を含む。)の法令 上の変更(法令そのものの変更及び再エネ特措法第3条第8項に基づく改定を含む。)、 会計上の取扱いの変更等の重要な変更が生じたことにより、基本賃料を維持することが

客観的に不合理になった場合、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができ

	るものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するもの とする。
中途解約	該当事項なし。
違約金	該当事項なし。
契約更改の方法	該当事項なし。

(注) 本賃貸借開始日から 2019 年 1 月 31 日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計 15,741 千円です。

本物件の特徴					
■物件特性 <立地>					
名称	所在	地	緯度・経度	=======================================	設備規模
CS郡山市発電所	•	県郡山市 町高玉字鍋倉	北緯37度30 東経140度1		536.0kW(太陽電池) 500kW(PCS)

<気象条件>

- ・郡山の年間日照時間は1744.9時間であり、県庁所在地の全国平均(1,896.5時間)に比べ日照時間の少ない地域。
- ・観測史上1位の日最大風速は2007年1月7日の25m/s、日最大瞬間風速は2012年4月4日の30.0m/s。
- ・白河の最深積雪の平年値は23cm、積雪に関する測定結果が連続的に公開されている1962年以降の最深積 雪記録は2014年2月15日の76cm。事業地の周辺における最深積雪の平年値は65cm。事業地周辺での冬季 における積雪の影響を無視できないことから、発電量の予測においては雪の影響を考慮する。

		バリュエー	ションレポートの概要		
物件名称			CS郡山市発電所		
発電所評価値	西値	214,000,000円~307,000,000円			
評価機関			PwCサステナビリティ合同会社		
価格時点			2017年11月30日		
Į	頁目	内容	概要等		
割引率	非課税期間	1. 9%	資本コストと借入コストを、評価対象期間のウェイトで		
(WACC)	課税期間	1. 7%	加重平均して得た数値		
発電所評	価価値	307, 000, 000円	_		
割引率	非課税期間	6.0%	直近事例を参考に、固定価格買取制度における利潤配慮		
部の平 (IRR)	課税期間	6.0%	期間の前後で調達価格等算定委員会が想定している想定 IRR を調整して得た数値		
発電所評価価値 214,000,000円		214,000,000円	-		
評価機関が評価にあたって 特別に留意した事項			特になし		

不動産鑑定評価書の概要				
物件名称	CS郡山市発電所			
鑑定評価額(土地)		46, 900, 000円		
不動産鑑定評価機関		大和不動産鑑定株式会社		
価格時点	2017年10月31日			
項目 内容		概要等		
DCF 法による価格 (設備及び土地)	216, 000, 000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュフロー及び復帰価格(有期還元法による)の現在価値を合計することにより査定。分析期間は10年		
割引率	4.5%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資 対象としての安定性、個別性等を考慮して査定		

割引率(11年目以降)	8.0%	対象不動産の価格時点から 11 年目以降における純収益の 安定性、投資対象としての流動性、個別性等を考慮して査 定
原価法による積算価格 (設備及び土地) 222,000,000円		太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価及び付帯費用 に減価修正を行い査定
土地積算価格比	21.7%	割合法により査定
鑑定評価機関が鑑定評価にあたって 留意した事項		特になし

	過年度の発電状況					
対象期間	自	2017年	1月1日			
刈 家朔间	至 2017年12月31日					
	2017年1月分	2017年2月分	2017年3月分	2017年4月分		
	36, 083kWh	48,075kWh	66,780kWh	81,767kWh		
 実績売電量	2017年5月分	2017年6月分	2017年7月分	2017年8月分		
天 限	86, 198kWh	80,737kWh	75, 289kWh	52, 254kWh		
	2017年9月分	2017年10月分	2017年11月分	2017年12月分		
	75, 356kWh	42,691kWh	51,505kWh	41, 329kWh		

② CS 津山市発電所

S-15 CS 津山市発電所		分類	分類 太陽光発電設備等	
•	資源	産の概要		
特定資産の種類 再エネ発電設備・不動産等		再エネ発電設備の種類		太陽光発電設備
取得予定日	2018年2月1日		地番	317番2外
取得予定価格	746, 404, 000 円	土地	用途地域	都市計画区域外
双付了足侧份	740, 404, 000		面積	31, 059. 00 m ²
発電所の評価額	650,000,000 円		権利形態	所有権
(価格時点)	~936, 000, 000 円 (2017 年 11 月 30 日)		架台基礎構造	ラミング工法
土地の鑑定評価額	121,000,000 円		認定日	2014年9月26日
(価格時点)	(2017年10月31日)		供給開始日	2017年6月30日
	 岡山県津山市		パネルの種類	多結晶シリコン
所在地	新野山形字割石	設備	パネル出力	1, 963. 00kW
		以加	パネル設置数	6,040 枚
オペレーター	カナディアン・ソーラー・		発電出力	1, 720. 00kW
	プロジェクト株式会社		権利形態	所有権
0&M 業者	CSOM Japan		パネルメーカー	カナディアン・ソーラ ー・グループ
			パネル型式	CS6U-325P
	発電事業者	ユニバージー12 合同会社		
特定契約の概要	買取電気事業者	中国電力株式会社		
	買取価格	32 円/kWh		
担保設定の有無		無		
リスク管理方針への適合状況 本物件の公共的性質		同リんリ(スリ方ス・じ・投資のよう気(クにをが地域)の大、事利に定めていまりのでは地域という。	産でないため、リス うち、共同投りスを それ以外の、需事者 お別、最発電するでは 大力でででででで、 大力ででででででで、 大力でででででででいるでででででででででいるででででででででいる。 では、 大力でででは、 大力ででは、 大力ででは、 大力ででは、 大力では、 大力では、 大力では、 大力では、 大力では、 大力では、 大力では、 大力では、 大力では、 大力では、 大力では、 大力では、 大力では、 大力ででは、 大力できる。 大力では、 大力できる。 大力では、 大力できる。 大力では、 大力で、 大力で、 大力で、 大力で、 大力で、 大力で、 大力で、 大力で	る単独投資資産であって共 スク管理方針で特定した諸 こ係るリスクは該当しませ ク管理方針で特定した事業 変動リスク、特定需要者 者)の需要リスク、その他の 制度変更リスク、その他の けが、いずれもリスク管理 すう予定であり、これらのリ エネルギーの普及拡大を通 貢献し、地域社会の活性化
特記事項 該当事項はありませ			ギー循環の基礎となる発電 能な社会の実現への寄与。	

	設備等の賃貸借の概要
賃借人	ユニバージー12 合同会社
賃貸借期間	発電設備等を賃貸人である本投資法人(以下、「賃借人」)が取得する等の停止条件が成就した日(以下、本項目において「本賃貸借開始日」という。)から2019年1月31日まで
賃料	本契約に基づき、賃借人が賃貸人に支払うべき月額賃料は、以下の(1)(2)の合計とする。 (1) 基本賃料(注) [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 96% × 70% × [発電所に適用される買取価格]

敷金・保証金	(2) 実績連動賃料 (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [発電所に適用される買取価格] - (B) [当該月の上記基本賃料](なお、負の値になるときはゼロとする。) ※ なお、売電収入が減少した場合において、賃借人が出力抑制に伴う補償、性能保証、利益保険等に基づき売電収入を補填するための金員を第三者から受領したときは、当該売電収入の減少が生じた月における実績連動賃料について、当該金員の95%を(A) に加算して計算しなおし、当該再計算した実績連動賃料及び当該月の実績連動賃料として受領済みの金額との差額を、補償金として、当該金員を受領した月の翌月末日までに支払うものとする。 該当事項なし。
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	本契約の更新は行わないものとする。ただし、賃貸人が期間満了の6か月前までに賃借
更新・再契約	人に対して書面で再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合には、賃借人は、当該賃貸人の申入れに従い、実質的に本契約と同一条件(賃料を除く。また、賃貸借期間は1年間とする。)で新たな賃貸借契約(以下、本項目において「新賃貸借契約」という。)を締結しなければならない。なお、新賃貸借契約における賃料額は、原則として、以下の賃料条件によるものとし、賃貸人及び賃借人で協議して決定する。賃貸人が、①期間満了の6か月前よりも後の時点で賃借人に対して再契約をすることを希望する旨を申し入れた場合又は②賃料額以外の条件について本契約と実質的に同一とはいえない条件又は賃料額について本契約別紙に定める賃料条件と大きく異なる条件での新賃貸借契約の締結を申し入れた場合は、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。上記にかかわらず、賃貸人による新賃貸借契約締結の申入れが、賃貸借開始日から10年後の応当日以降の日となる最初の新賃貸借契約締結の申入れである場合には、賃借人は、その条件の如何にかかわらず、当該時点における賃貸借期間満了の3か月前までに賃貸人に書面で通知することにより、これを拒否することができ、かかる場合、賃借人は、当該申入れに従って新賃貸借契約を締結する義務を負わない。基本賃料: 月額 [技術コンサルタントが試算する賃貸借期間における各月のP50の発電量予測] × 96% × 70% × [発電所に適用される買取価格]実績連動賃料: 月額 (A) [各月の実際の発電量] × 96% × [発電所に適用される買取価格]
賃料改定	基本賃料の金額及び実績連動賃料の算定方法は、賃貸借期間中、これを変更しないものとする。ただし、発電設備等の一部が減失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが天災地変等不可抗力によるものであるとき又は賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、基本賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。また、不可抗力その他賃貸人及び賃借人のいずれの責めにも帰することができない事由により、売電収入が減少した場合(上記の場合を除く。)において、賃借人の当月の売電収入が当月分の基本賃料の支払いに不足することとなったときは、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、基本賃料の減額(ただし、減額後の基本賃料の下限は、賃借人の当月の売電収入から当月分の経費等を控除した額とする。)について、誠実に協議するものとする。なお、当該減額後、当該減額の原因となった売電収入の減少を補填するための金員を第三者から賃借人が受領したときは、賃借人は、当該減額の金額と当該受領金額のうち小さいほうの金額を、当該減額の補償金として、当該受領した月の翌月末日までに支払うものとする。また、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度(調達価格及び調達期間を含む。)の法令上の変更(法令そのものの変更及び再エネ特措法第3条第8項に基づく改定を含む。)、会計上の取扱いの変更等の重要な変更が生じたことにより、基本賃料を維持することが客観的に不合理になった場合、賃借人は、基本賃料の減額協議を申し入れることができるものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとし、この場合、賃貸人及び賃借人は、当該減額について、誠実に協議するものとしている。
由冷郁炒	とする。
中途解約 違約金	該当事項なし。
1年 ボリケゼ	該当事項なし。

契約更改の方法 該当事項なし。

(注)本賃貸借開始日から2019年1月31日までの賃貸借期間における基本賃料額は合計46,807千円です。

本物件の特徴				
■物件特性				
<立地>				
名称	所在地	緯度・経度	設備規模	
CS津山市発電所	岡山県津山市 新野山形字割石	北緯35度7分16秒 東経134度5分21秒	1,963kW(太陽電池) 1,720kW(PCS)	

<気象条件>

- ・ 奈義の年間日照時間は1,656.9時間であり、県庁所在地の全国平均(1,896.5時間)に比べ日照時間の短い地域。
- ・観測史上1位の日最大風速は2004年10月20日の34m/s、日最大瞬間風速は2011年5月29日の40.1m/s。
- ・津山の最深積雪の平年値は17cm、1961年以降の最深積雪記録は2003年12月20日及び1995年12月26日の40cmであり、次いで1963年1月8日の32cmである。これらのデータより、発電所事業地付近は雪の影響は少ないものと考えられる。

		バリュエーシ	ョンレポートの概要
物件名称			CS津山市発電所
発電所評価	価値		650,000,000円~936,000,000円
評価機関			PwCサステナビリティ合同会社
価格時点			2017年11月30日
	項目	内容	概要等
割引率	非課税期間	1.9%	資本コストと借入コストを、評価対象期間のウェイト
(WACC)	課税期間	1.7%	で加重平均して得た数値
発電所評	価価値	936, 000, 000円	
割引率	非課税期間	6.0%	直近事例を参考に、固定価格買取制度における利潤配
们RR)	課税期間	6.0%	慮期間の前後で調達価格等算定委員会が想定している 想定 IRR を調整して得た数値
発電所評価価値 650,000,000円		650, 000, 000円	_
評価機関が評価にあたって 特別に留意した事項			特になし

不動産鑑定評価書の概要				
物件名称		CS津山市発電所		
鑑定評価額(土地)		121,000,000円		
不動産鑑定評価機関		大和不動産鑑定株式会社		
価格時点		2017年10月31日		
項目	内容	概要等		
DCF 法による価格 (設備及び土地)	701,000,000円	太陽光発電設備及びその敷地について、売電開始から一定期間のキャッシュフロー及び復帰価格(有期還元法による)の現在価値を合計することにより査定。分析期間は10年		
割引率	4. 5%	対象不動産の価格時点以降における純収益の安定性、投資 対象としての安定性、個別性等を考慮して査定		
割引率(11年目以降)	7.7%	対象不動産の価格時点から 11 年目以降における純収益の 安定性、投資対象としての流動性、個別性等を考慮して査 定		
原価法による積算価格 (設備及び土地)	678, 000, 000円	太陽光発電設備及びその敷地の再調達原価及び付帯費用 に減価修正を行い査定		
土地積算価格比	17. 2%	割合法により査定		

鑑定評価機関が鑑定評価にあたって
留意した事項

特になし

過年度の発電状況							
対象期間	自	2017年7	7月1日				
N	至 2017年12月31日						
	2017年1月分	2017年2月分	2017年3月分	2017年4月分			
	_	I	_	-			
実績売電量	2017年5月分	2017年6月分	2017年7月分	2017年8月分			
天 限 元 电 里	_	-	216,538kWh	251, 026kWh			
	2017年9月分	2017年10月分	2017年11月分	2017年12月分			
	203,159kWh	145,602kWh	151,558kWh	140, 514kWh			

インフラ投資資産の収益性に	インフラ投資資産の収益性に係る意見書及びインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書の概要			
意見書作成者	イー・アンド・イーソリューションズ株式会社			
意見書記載者が専門的知識を有すると考えられる背景	大規模太陽光発電事業に対する技術デュー・ディリジェンスについては、300件以上、合計出力容量2.5GW以上の業務実績を有しており、その業務内容においては、太陽光発電施設の技術的信頼性・システムの妥当性、建設及び維持管理契約の内容の妥当性、費用・事業採算性の妥当性、遵法性・手続きの妥当性、環境十全性等に係る評価等が含まれている。			
意見書記載者の独立性	本意見書作成日時点において、本意見書に関する特定の投資法人、本管理会社、オペレーター、スポンサー (CSPを意味する。本項目において以下同じ。)及び幹事取引参加者 (国内一般募集の主幹事であるみずほ証券株式会社を意味する。本項目において以下同じ。)との間に資本関係はなく、利害関係もない。また、親会社であるDOWAエコシステム株式会社及び持株会社であるDOWAホールディングス株式会社についても、本意見書作成日時点において、本意見書に関する特定の投資法人、本管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係及び利害関係はない。以上より、投資法人、本管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者からの独立性を有しているということができる。本発電所は、再エネ特措法に基づき、2014年9月26日付で設備認定を受			
意見内容の前提条件(インフラ 投資資産の稼働見込みの状況 等)	けている(経済産業省2014中国再工ネ認第971号)。 また、2017年6月30日付で中国電力株式会社との間に「再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約書」が締結されている。なお、中国電力からの2017年10月分「購入電力量のお知らせ」等を確認することにより、本発電所は稼働を開始し、電力会社への売電を開始していると結論づけた。			
意見書の対象となるインフラ投 資資産の足元の収益の状況	本発電所の実績売電収益について、中国電力株式会社からの「購入電力量のお知らせ」等に基づき2017年8月から2017年9月分までの実績売電収益について確認した。			
収益の計上が見込まれる時期及 びその根拠(収益の計上見込額 を含む)	本発電所はすでに稼働済みであり、2017年6月より収益が確認されている。			
利益の計上が見込まれる時期及 びその根拠(利益の計上見込額 を含む)	予測売電収益算定の基礎となる期間の発電量については、技術DD報告書の初年度及び2年目の超過確率50%値(P50値)を採用している。また、売電買取価格については、中国電力株式会社との間に締結した電力需給契約書における電力量料金単価を採用している。費用の計上については、0&M費用、主任技術者費用、施設管理費用、修繕費用、水道光熱費用・通信費用、損害保険料、固定資産税、発電所監視装置費用(発電状況や日射状況等の継続的モニタリングサービス/装置や人員等の費用)、償却資産税、減価償却費用等が想定される。上記の収益から費			

	用を差し引く事により、本発電所においては、新規取得契約予定日より
	収益計上を見込むことが可能であると結論づけた。
将来の収益状況が安定的と見込まれる旨の説明	本発電所における発電電力の買取価格は、電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度下において中国電力株式会社との間に締結された「電力受給契約書」に基づき電力の受給開始後の20年間での固定価格での買取が決定している(ただし、同法第3条第8項等の場合はその限りではない。)。本事業において使用されているモジュールはシリコン結晶系のものであり、米国エネルギー省研究機関であるNREL(National Renewable Energy Laboratory)によれば一般的な出力劣化率は年間-0.5%程度と言われている。PCSについては、定期点検を行う等の適切なメンテナンスを行うことで、特段の性能劣化は生じないと判断され、本発電所においては、定期的な点検および定期的な部品等の交換が予定されていることから、PCSの性能劣化については大きな劣化が生じることは想定しがたい。変圧器、系統接続機器類についても特に性能劣化が懸念される点はない。立地環境については、本発電所は最大傾斜30度程度の傾斜地に立地していることから、土砂流出などの対策が随所に施されているが、現時点での地表面の洗掘の影響が散見される。これに伴い、アレイや各種電気設備の基礎への影響が懸念される。この点については、今後の施設維持管理において適宜監視を行い、必要に応じて修繕等を施すことが望まれる。腐食の影響については、本発電所の立地する岡山県津山市は海岸から45km程度離れた内陸部に位置し、塩害の懸念はない。上記により、系統連系(売電)開始後20年目においても、本発電所は収益を計上可能であると判断される。

(2) オペレーターの概要

取得予定資産のオペレーターは、いずれもカナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社であり、その概要は以下のとおりです。

名	 称	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社
所	在地	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号新宿三井ビル50階
代	表者の役職・氏名	代表取締役 ジェフ・ロイ
事	業内容	太陽光その他新エネルギーに係る設備の設置、運用及び保守管理業 務、新エネルギーに係るリサーチ及びコンサルティング等
資	本金	1 億円(2017年12月31日現在)
設	立年月日	2014年5月20日
純	資産	非開示(注)
総	資産	非開示(注)
大	株主及び株主比率	カナディアン・ソーラー・インク (100%)
本	投資法人・本管理会社と当該	会社の関係
	資本関係	当該会社は、2018年1月24日現在において、本投資法人の発行済投資口数の13.9%を保有しています。また、当該会社は、本管理会社の親会社(出資割合100%)であり、投信法に定める利害関係人等に該当します。
	人的関係	当該会社より本管理会社に2名出向しています。本管理会社の取締役 1名、監査役1名が兼職しています。
	取引関係	当該会社は、本投資法人及び本管理会社との間で、スポンサー・サポート契約を締結しています。また、保有資産の賃借人との間で締結し他アセットマネジメント業務委託契約及び取得予定資産の賃借人との間で締結する予定のアセットマネジメント業務委託契約に基づき、本投資法人の保有資産及び取得予定資産の全部について、オペレーター(運用資産の運営に関する事項を主導的に決定する者として東京証券取引所の有価証券上場規程及び同施行規則に定める者をいいます。)となっています。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、本投資法人の関連当事者に該当します。また、上記のと おり、当該会社は投信法に定める本管理会社の利害関係人等に該当し ます。

(注) カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社より開示の同意が得られていないため、非開示とします。

(3) テクニカルレポートの概要

本投資法人は、各取得予定資産について、太陽光発電設備のシステム、発電量評価、太陽光発電設備に係る各種契約の評価及び継続性(性能劣化・環境評価)の評価等に関するテクニカルレポートをイー・アンド・イーソリューションズ株式会社より取得しています。テクニカルレポートの記載は報告者の意見を示したものにとどまり、本投資法人がその内容の妥当性及び正確性を保証するものではありません。なお、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社と本投資法人及び本管理会社との間には、特別の利害関係はありません。

物件 番号	物件名称	レポート日付		E間発電電力量 Wh)(注1)	想定設備 (注1		修繕費(千円) (注3)
	S-14 CS 郡山市発電所 2017 年 11 月		初年度	736. 998	初年度	13. 23	
S-14		2017年11月	10 年度	703. 833	10 年度	12. 63	8, 232
			20 年度	666. 983	20 年度	11. 97	
			初年度	2, 183. 491	初年度	12. 70	
S-15 CS 津山市発電所	運所 2017 年 11 月	10 年度	2, 085. 234	10 年度	12. 13	25, 411	
		20 年度	1, 976. 059	20 年度	11. 49		

- (注1) 「想定年間発電電力量」と「想定設備利用率」は、近傍気象官署における 20 年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率 P (パーセンタイル) 50 の数値としてイー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」に記載された、各取得予定資産に係る太陽光発電設備についての各年度の発電電力量と設備利用率のうち、発電所稼働初年度、10 年度及び 20 年度の数値を記載しています。したがって、当該数値は、本書において記載されている過去の一定時点における各発電所の実際の発電量及び設備利用率水準や現在の発電量及び設備利用率水準とは必ずしも一致するものではなく、また、将来における実際の発電量及び設備利用率水準と一致しない可能性があります。なお、太陽光発電設備の使用期間の経過に従い、発電電力量は減少し、設備利用率は低下することが想定されています。
- (注2) 「設備利用率」とは、「年間発電量(kWh)÷(当該太陽光発電設備の定格容量(kW)×8,760時間(h))×100」で表されます。当該計算式で用いられている太陽光発電設備の定格容量は、当該設備に係る各太陽電池モジュールの最大出力にパネル設置枚数を乗じて算出した値です。
- (注3) 「修繕費」は、「CS 郡山市発電所」については24年間、「CS 津山市発電所」は25年間の大規模部 品交換費用としてイー・アンド・イーソリューションズ株式会社作成の「テクニカルレポート」に 記載されたものを記載しています。

(4) 地震リスク分析等の概要

本投資法人は、運用資産を取得する際のデュー・ディリジェンスの一環として、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社に依頼し、地震リスク分析の評価を行っています。当該分析は、設計図書、仕様書等をもとに、震動による被害、液状化による被害、津波による被害を考慮した総合的な評価結果に基づき、地震による太陽光発電設備のPML値(予想最大損失率)を算定しています。同社作成の「地震リスク評価報告書」に記載された各取得予定資産に係る発電設備のPML値は、以下のとおりです。地震リスク評価報告書の記載は報告者の意見を示したものにとどまり、本投資法人がその内容の妥当性及び正確性を保証するものではありません。なお、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社と本投資法人及び本管理会社との間には、特別の利害関係はありません。

物件 番号	物件名称	PML値(%)
S-14	CS郡山市発電所	0.1未満
S-15	CS津山市発電所	0.1未満

4. 取得先の概要

①CS 郡山市発電所

⊕ 0 0 n		
(1)	名称	CLEAN GUADALQUIVIR株式会社
(2)	所在地	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号新宿三井ビル 50 階
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 ジェフ・ロイ
(4)	事業内容	再生可能エネルギー施設の開発、取得、建設、所有及び運営、発
		電及び電力の売買
(5)	資本金	10,000円 (2017年11月16日現在)
(6)	設立年月日	非開示(注)
(7)	純資産	非開示(注)
(8)	総資産	非開示(注)
(9)	大株主及び持株比率	非開示(注)
(10)	本投資法人・本管理会社	:と当該会社の関係
	次未明核	本投資法人及び本管理会社と当該会社との間には、資本関係はあり
	資本関係	ません。
	1.45目校	当該会社の職務執行者は、本管理会社の取締役(非常勤)を兼職して
	人的関係 	います。
		発電設備等賃貸借契約に基づき、本投資法人から CS 郡山市発電所
		を賃借します。更に、本投資法人との間で締結したオペレーター管
	 取引関係	理業務委託契約及びカナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会
	以り形が	社との間で締結したアセットマネジメント業務委託契約に基づき、
		CS 郡山市発電所について、カナディアン・ソーラー・プロジェクト
		株式会社をオペレーターとして選定しています。
	 関連当事者への	当該会社は、本投資法人及び本管理会社の関連当事者に該当しま
	該当状況	す。また、当該会社は、投信法に定める本管理会社の利害関係人等
		に該当します。

(注) CLEAN GUADALQUIVIR 株式会社より開示の同意が得られていないため、非開示とします。

②CS 津山市発電所

(a) CD [-	丰山川光电 別	
(1)	名称	ユニバージー12 合同会社
(2)	所在地	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号新宿三井ビル 50 階
(3)	代表者の役職・氏名	代表社員 ティーダ・パワー85 合同会社
		職務執行者 ジェフ・ロイ
(4)	事業内容	再生可能エネルギー施設の開発、取得、建設、所有及び運営、発
		電及び電力の売買
(5)	資本金	1円(2017年11月16日現在)
(6)	設立年月日	非開示(注)
(7)	純資産	非開示(注)
(8)	総資産	非開示(注)
(9)	大株主及び持株比率	非開示(注)
(10)	本投資法人・本管理会社	と当該会社の関係
	 資本関係	本投資法人及び本管理会社と当該会社との間には、資本関係はあり
	具个因你	ません。
	 人的関係	当該会社の職務執行者は、本管理会社の取締役(非常勤)を兼職して
	八山为小	います。
		発電設備等賃貸借契約に基づき、本投資法人から CS 津山市発電所
		を賃借します。更に、本投資法人との間で締結したオペレーター管
	取引関係	理業務委託契約及びカナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会
	~~ 11\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	社との間で締結したアセットマネジメント業務委託契約に基づき、
		CS 津山市発電所について、カナディアン・ソーラー・プロジェクト
		株式会社をオペレーターとして選定しています。
	関連当事者への	当該会社は、本投資法人及び本管理会社の関連当事者に該当しま
	該当状況	す。また、当該会社は、投信法に定める本管理会社の利害関係人等
	₩ → (/\/\/L	に該当します。

(注) ユニバージー12 合同会社より開示の同意が得られていないため、非開示とします。

5. 資産取得者等の状況

①CS 郡山市発電所

	前所有者	前々所有者		
会社名 CLEAN GUADALQUIVIR株式会社		特別な利害関係にある者以外		
特別な利害関係にあ る者との関係	スポンサー・グループ(注1)に属する特別目的会社であり、スポンサーがアセットマネジメント契約を締結しています。	_		
取得経緯・理由等	開発及び投資運用目的で取得	_		
取得価格	非開示(注2)	_		
取得時期	2014年12月(土地) 2016年12月(太陽光発電設備)	_		

- (注1) 「スポンサー・グループ」とは、(i)スポンサー(カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社)、(ii)スポンサーがアセットマネジメント業務委託契約を締結している特別目的会社又は組合その他のファンド、(iii)カナディアン・ソーラー0&Mジャパン株式会社及び(iv)スポンサー又はその子会社が過半を出資している特別目的会社又は組合その他のファンドを総称していいます。以下同じです。
- (注2) 土地については、前所有者が1年を超えて所有しているため省略します。また、太陽光発電設備については、前所有者の開発物件であるため省略します。

②CS 津山市発電所

	前所有者	前々所有者		
会社名	ユニバージー12合同会社	特別な利害関係にある者以外		
特別な利害関係にあ る者との関係	スポンサー・グループに属する特別目的 会社であり、スポンサーがアセットマ ネジメント契約を締結しています。	_		
取得経緯・理由等	開発及び投資運用目的で取得	_		
取得価格	非開示(注)	_		
取得時期	2015年2月(土地) 2017年7月(太陽光発電設備)	_		

(注) 土地については、前所有者が1年を超えて所有しているため省略します。また、太陽光発電設備 については、前所有者の開発物件であるため省略します。

6. 利害関係人等との取引

各取得予定資産の取得先は、いずれも、利害関係人等に該当し、利害関係者取引規程上の利害関係者に該当するため、本管理会社は、当該取得先との間で資産取得の取引を行うにあたり、投信法及び当該利害関係者取引規程に定める意思決定手続(本日開催の本投資法人役員会の承認に基づき本投資法人の同意を含みます。)を経ています。

また、本管理会社は、当該取得先と発電設備等賃貸借契約を締結するにあたり、当該利害関係者取引規程に定める意思決定手続(本日開催の本投資法人役員会の承認に基づき本投資法人の同意を含みます。)を経ています。

更に、各取得予定資産の 0&M 業務の委託先であるカナディアン・ソーラー0&M ジャパン株式会社は、利害関係人等に該当し、利害関係者取引規程上の利害関係者に該当するため、本管理会社は、カナディアン・ソーラー0&M ジャパン株式会社と 0&M 業務委託契約を締結するにあたり、当該利害関係者取引規程に定める意思決定手続(本日開催の本投資法人役員会の承認に基づき本投資法人の同意を含みます。)を経ています。

7. 媒介の概要

該当ありません。

8. 今後の見通し

取得予定資産の取得に伴う 2018 年 6 月期(第 2 期)(2017 年 10 月 1 日~2018 年 6 月 30 日)、2018 年 12 月期(第 3 期)(2018 年 7 月 1 日~2018 年 12 月 31 日)及び 2019 年 6 月期(第 4 期)(2019 年 1 月 1 日~2019 年 6 月 30 日)の運用状況に対する影響は軽微であり、運用状況の予想の修正はありません。

以上

※本資料の配布先: 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会 ※本投資法人のホームページアドレス: https://www.canadiansolarinfra.com 参考資料 取得予定資産後のポートフォリオ一覧

保有資産及び取得予定資産の所在地、価格、比率及び取得(予定)日は、以下のとおりです。

物件番号	物件名称	所在地	価格	パネル出力 (MW)	投資比率 (%)
S-01	CS 志布志市発電所	鹿児島県志布志 市	540	1. 22	1.72%
S-02	CS 伊佐市発電所	鹿児島県伊佐市	372	0. 93	1. 18%
S-03	CS 笠間市発電所	茨城県笠間市	907	2. 12	2. 89%
S-04	CS 伊佐市第二発電 所	鹿児島県伊佐市	778	2.01	2. 48%
S-05	CS 湧水町発電所	鹿児島県姶良郡	670	1.74	2. 13%
S-06	CS 伊佐市第三発電 所	鹿児島県伊佐市	949	2. 22	3. 02%
S-07	CS 笠間市第二発電 所	茨城県笠間市	850	2. 10	2.70%
S-08	CS 日出町発電所	大分県速見郡	1, 029	2. 57	3. 27%
S-09	CS 芦北町発電所	熊本県葦北郡	989	2. 34	3. 15%
S-10	CS 南島原市発電所 (東)、同発電所(西)	長崎県南島原市	1, 733	3. 92	5. 51%
S-11	CS 皆野町発電所	埼玉県秩父郡	1, 018	2.44	3. 24%
S-12	CS 函南町発電所	静岡県田方郡	514	1. 33	1.64%
S-13	CS 益城町発電所	熊本県上益城郡	20, 084	47. 69	63. 92%
S-14	CS 郡山発電所	福島県郡山市	246	0.63	0.78%
S-15	CS 津山市発電所	岡山県津山市	746	1.96	2. 37%
合計			31, 425	75. 22	100.00%

⁽注1) 「価格」は、CS 郡山市発電所、CS 津山市発電所を除き平成 29 年 10 月 31 日付で取得した際の取得価格を記載しています。

⁽注2) 「比率」は、 各物件の価格が 保有資産及び取得予定の価格総額に 保有資産及び取得予定の価格総額 に 占める割合を小数第2位四捨五入して記載しています。 従って、各物件の比率合計がポートフォリオと一致しない場あります。